

特許権存続期間延長に関する知財高裁大合議判決

——平成25年(行ケ)第10195-8号 審決取消請求事件——

医薬・バイオテクノロジー委員会*

抄 録 特許権存続期間延長に関する審査基準について、①特許法第67条の3第1項第1号の「特許発明の実施に第67条第2項の政令で定める処分を受けることが必要であったとは認められないとき」の要件、及び、②前記要件の有無を判断するに当たって、医薬品の製造承認等を受けることによって禁止が解除される「特許発明の実施」の範囲について、2014年5月30日、知財高裁大合議による新しい基準が判示された。この中で、用途の特定において、薬事承認における「用法・用量」が「効能・効果」に加えて判断要素になることが示された点が注目される。また、今回の判決と関連する範囲で特許法第68条の2の延長された特許権の効力の及ぶ範囲についての考え方が示された。本稿では、本判示内容をいち早くわかりやすく紹介する。

目 次

1. はじめに
2. 特許権存続期間延長制度の歴史
 2. 1 特許権存続期間延長制度
 2. 2 審査基準が改訂されるまで
 2. 3 改訂後の審査基準（現審査基準）
3. 事件の概要
 3. 1 特許権の存続期間延長登録出願
 3. 2 特許庁審査・審決
4. 知財高裁大合議判決
 4. 1 判決の要旨
 4. 2 審査基準に関する判示
 4. 3 判決の意義
5. おわりに

1. はじめに

2014年5月30日、知的財産高等裁判所（以下、知財高裁）は、特許権の存続期間延長登録出願の拒絶審決の審決取消請求事件について、5名の裁判官から構成される知財高裁大合議体によって判決を下した。本判決では、特許権存続期間延長制度に関する平成20年の知財高裁判決¹⁾

や平成21年の最高裁判決²⁾の後に改定された審査基準³⁾の考え方に基づいて拒絶審決を受けた事案について、審査基準とは異なる延長登録の要件を判示して審決を取り消した。また判決では、禁止が解除される「特許発明の実施」の範囲について判示がなされ、更に延長された特許権の効力の及ぶ範囲についても検討がなされた。

本稿では、その知財高裁大合議判決について、特許権存続期間延長制度の歴史的変遷に触れながら、審査基準の内容と今回の判決内容を比較し、その内容をわかりやすく紹介する。

尚、本稿は、2014年度 医薬・バイオテクノロジー委員会、松尾 まゆみ（委員長代理、大日本住友製薬）、山西 了（副委員長、アステラス製薬）、浅岡 良太（副委員長、東レ）が担当した。また、本稿は、各委員が所属する企業、特定の団体の見解を記すものではない。

* 2014年度 Medicinal and Biotechnology Committee

2. 特許権存続期間延長制度の歴史

2. 1 特許権存続期間延長制度

特許権存続期間延長制度（特許法第67条第2項他⁴⁾）は、昭和62年の一部改正によって導入された規定であり、政令で定める処分（医薬の場合は、薬事法の（製造）販売承認や輸入承認）を受けることが必要であった場合に、その処分を受けるために特許が実施できなかった期間を補填するために5年を限度として特許期間を延長する制度である。旧審査基準（平成23年12月以前）においては、延長が認められるためには、

- ① 承認を受けた有効成分（又は有効成分と効能・効果）が特許請求の範囲に記載されていること
 - ② その有効成分又はその効能・効果について最初に承認されたものであること
- とされ、「物」と「用途」の関係で最初の承認か否かの判断をもって、延長が認められていた。

2. 2 審査基準が改訂されるまで（～2011年12月27日）

旧審査基準ではドラッグデリバリーシステム（DDS）等の革新的製剤の承認を新たに取得しても、同一の有効成分、効能効果で既に承認を受けている場合は、当該特許発明の期間延長は認められていなかった。上記背景での平成21年の最高裁判決「パシーフカプセル30mg事件」は、医薬品製造承認を取得した本件処分と別途先行して取得した先行処分において「物」と「用途」が同じであるが（ただし、処分を受けた者は異なる）、医薬品の剤形が異なる事案である。

本事案については、すでに知財管理誌に複数報告されているので（たとえば、知財高裁判決¹⁾については判例研究：No.345⁵⁾、最高裁判決²⁾については判例と実務シリーズ：No.407⁶⁾）、詳細はそれらを参照されたい。

原審の知財高裁判決においては、本事案について、先行処分は、本件発明の技術的範囲に含まれず、その存在は、本件発明の実施に当たり、「政令で定める処分」を受けることが必要であったことを否定する理由にならないことを判示し、また、第68条の2⁴⁾の解釈について、承認が与えられた医薬品の「成分」、「分量」及び「構造」によって特定された「物」についての特許発明の実施、及び当該医薬品の「用途」によって特定された「物」についての特許発明の実施についてのみ、延長された特許権の効力が及ぶことが示された。

最高裁判決では、

「先行医薬品が延長登録出願に係る特許権のいずれの請求項に係る特許発明の技術的範囲にも属しないときは、先行処分がされていることを根拠として、当該特許権の特許発明の実施に後行処分を受けることが必要であったとは認められないということとはできない。」

と、判示され、知財高裁判決と最高裁判決で特許法67条の3第1項第1号⁴⁾における「特許発明の実施に政令で定める処分を受けることが必要であった」の考え方について、共通の考え方が示された。

2. 3 改訂後の審査基準（現審査基準）（2011年12月28日～）

上記の経緯より、2011年12月28日に、特許法第67条の3第1項第1号における「特許発明の実施に政令で定める処分を受けることが必要であった」についての考え方が、以下の要件に合致するものとなるように、審査基準が改訂された。

○最高裁判決²⁾と齟齬しないこと。

○最高裁判決が判示した先行処分が特許発明の技術的範囲に属しない場合を含め、どのようなケースであっても一貫した説明ができること。

具体的には、特許法第67条の3第1項第1号の判断においては、「特許発明の実施」を以下のようにとらえて、「政令で定める処分を受けることが必要であった」か否かを判断するとされた。

「特許発明の実施」は、処分の対象となった医薬品その物の製造販売等の行為又は処分の対象となった農薬その物の製造・輸入等の行為ととらえるのではなく、処分の対象となった医薬品の承認書又は農薬の登録票等に記載された事項のうち特許発明の発明特定事項に該当するすべての事項（「発明特定事項に該当する事項」）によって特定される医薬品の製造販売等の行為又は農薬の製造・輸入等の行為ととらえる。

ただし、用途を特定する事項を発明特定事項として含まない特許発明の場合には、処分の対象となった医薬品の承認書又は農薬の登録票等に記載された事項のうち特許発明の発明特定事項に該当するすべての事項及び用途に該当する事項（「発明特定事項及び用途に該当する事項」）によって特定される医薬品の製造販売等の行為又は農薬の製造・輸入等の行為ととらえる。

そして、延長登録の出願に係る特許発明のうち、本件処分の対象となった医薬品又は農薬の「発明特定事項に該当する事項」（用途を特定する事項を発明特定事項として含まない特許発明においては、本件処分の対象となった医薬品の承認書等の「発明特定事項及び用途に該当する事項」）によって特定される範囲が、先行処分によって実施できるようになっていた場合には、特許法第67条の3第1項第1号の拒絶理由が生じることが明確となった。

3. 事件の概要

3. 1 特許権の存続期間延長登録出願

X（原告）は、抗VEGF抗体の癌治療用途に関する特許第3398382号（以下「用途特許」⁷⁾、及び、ヒト化抗VEGF抗体に関する特許第3957765号（以下「物質特許」⁸⁾の特許権者である。これら特許権の専用実施権者であるYから通常実施権の許諾を受けたZは、ヒト化抗VEGF抗体である「ベバシズマブ（遺伝子組換え）」を有効成分とし、効能・効果を「治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌」、用法・用量を、「他の抗悪性腫瘍剤との併用において、通常、成人にはベバシズマブとして1回5mg/kg（体重）又は10mg/kg（体重）を点滴静脈内注射する。投与間隔は2週間以上とする。」とする、有効成分の分量の異なる2種類の医薬品A1及びA2の製造販売承認を受けた（承認日：2007年4月18日）。Xは当該製造販売承認（以下「先行処分」）に基づき用途特許の特許権の存続期間延長登録出願をし、延長が認められた。一方、先行処分時、物質特許は審査中で登録されておらず、先行処分に基づく特許権の存続期間延長はない。

Zは先行処分以降も積極的に当該医薬品の効能追加や用法・用量の変更に関する開発を進め、その成果のひとつとして、先行処分と同じ有効成分、効能・効果及び剤形であるが用法・用量を「1回7.5mg/kg（体重）を点滴静脈内注射する。投与間隔は3週間以上とする。」とする一部変更承認（以下「本件処分」）を受けた（承認日：2009年9月18日）。Xは本件処分に基づき、用途特許及び物質特許の特許権の存続期間延長登録出願をした。その際、Xは有効成分の分量の異なる2種類の医薬品ごとに出願をしたため、合計4件の出願がされた。

図1は、先行処分と本件処分に基づく各特許

権の存続期間延長登録出願の概要を図示したものである。

3. 2 特許庁審査・審決

これら出願に対して審査官は、旧審査基準に基づき先行処分と本件処分の「有効成分」及び「効能・効果」が同一であることから(2.1参照)、本件処分は先行処分で行えるようになっていたとして、4件の出願を拒絶査定とした(平成23年1月6日)が、Xは、本件処分を受けるためにZが実施した臨床試験は、特許法第67条の3第1項第1号における「特許発明の実施に政令で定める処分を受けることが必要であった」に該当し、特許権の存続期間の延長を受けべきであるとして拒絶査定不服審判請求をした(用途特許：不服2011-8105～8106号、物質特許：不服2011-8107～8108号)(同年4月18日)。

この間に審査基準が改訂され、審判官は現審査基準に基づき審理し、先行処分と本件処分の「発明特定事項(及び用途)に該当する事項」が同一であることから、本件処分は先行処分で行えるようになっていたとして、請求不成立とする審決をした(平成25年3月5日)。

なお、先行処分及び本件処分が、用途特許及び物質特許の技術的範囲に属することには争いはない。

4. 知財高裁大合議判決

4. 1 判決の要旨

2014年5月30日、用途特許に係る2件の審決取消請求事件(平成25年(行ケ)第10195号(不服2011-8105号)、第10196号(不服2011-8106号))、及び、物質特許に係る2件の審決取消請求事件(平成25年(行ケ)第10197号(不服2011-8107号))、

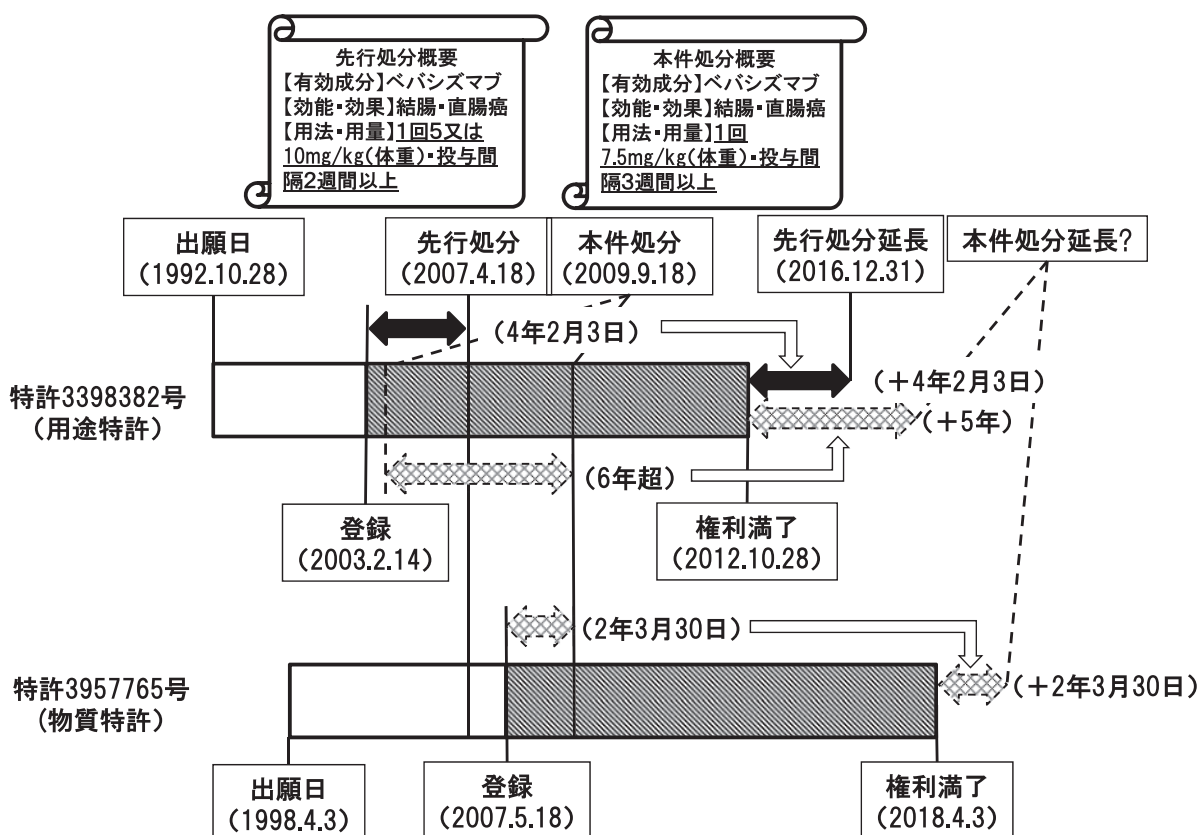


図1 先行処分と本件処分に基づく各特許権の存続期間延長の概要

第10198号（不服2011-8108号）について、知財高裁大合議体によって、判決が下された。このうち、用途特許に係る事件の2つの判決、及び、物質特許に関する事件の2つの判決は、それぞれ同一の内容であり、更に、用途特許と物質特許の判決の要旨も、以下に記載する共通した判断により、4件全ての審決が取り消された。

即ち、本4件全てにおいて、「本件処分を受けたことによって本件特許発明の実施行為の禁止が解除されたとはいえない」とはいえず、特許法第67条の3第1項1号の定める、拒絶理由に該当する要件があるとはいえない、と判断された。

判決は、

「特許権の存続期間の延長登録の出願を拒絶すべきとした審決の判断の当否を検討するに当たっては、拒絶すべきとの査定（審決）の要件を規定した根拠法規である特許法67条の3第1項1号の要件適合性を判断することにより結論を導くべきである。」

としたうえで、

「同法第67条の3第1項1号の「その特許発明の実施に政令で定める処分を受けることが必要であった」との事実が存在するといえるためには、①「政令で定める処分」を受けたことによって禁止が解除されたこと、及び、②「政令で定める処分」によって禁止が解除された当該行為が「その特許発明の実施」に該当する行為に含まれることが前提となり、その両者が成立することが必要であるといえる。」

と述べ、

「審査官（審判官）が、当該出願を拒絶するためには、①「政令で定める処分を受けたことによって、禁止が解除されたとはいえないこと」（第1要件）、又は、②「『政令で定める処分を受けたことによって禁止が解除された行為』が『その特許発明の実施に該当

する行為』には含まれないこと」（第2要件）のいずれかを選択的に論証することが必要となる。」

と判示した。

また判決は、

「特許法第67条の3第1項1号の規定する前記第1要件の有無を判断するに当たっては、存続期間の延長登録制度を設けた特許法の趣旨に照らして実質的に判断することが必要である。医薬品の成分を対象とする特許（製法特許、プロダクトバイプロセスクレームに係る特許等を除く。）については、薬事法14条1項又は9項に基づく承認を受けることによって禁止が解除される「特許発明の実施」の範囲は、審査事項のうち、成分、分量、用法、用量、効能、効果によって特定される医薬品の製造販売等の行為であると解するのが相当である。」⁹⁾

と判示した。更に判決は、

「本件先行処分では、「他の抗悪性腫瘍剤との併用において、通常、成人にはベバシズマブとして1回7.5mg/kg（体重）を点滴静脈内注射する。投与間隔は3週間以上とする。」との用法・用量によって特定される使用方法による本件医薬品の使用行為、及び上記使用方法で使用されることを前提とした本件医薬品の製造販売等の行為の禁止は解除されておらず、本件処分によってこれが解除されたのであるから、本件処分については、延長登録出願を拒絶するための前記の選択的要件のうち、「政令で定める処分を受けたことによって、禁止が解除されたとはいえないこと」との要件（前記第1要件）を充足していないことは、明らかである。本件処分については、延長登録出願を拒絶するための前記の選択的要件のうち、「『政令で定める処分を受けたことによって禁止が解除された行為』が『その特許発明の実施に該当する行為』には含まれ

ないこと」との要件（前記第2要件）を充足していないことも、明らかである。」

と判断した。

今回の判決では、最高裁判決では判示されていない「特許法68条の2に基づく延長された特許権の効力の及ぶ範囲」についても以下のように検討された。

「医薬品の成分を対象とする特許発明の場合、同法68条の2によって存続期間が延長された特許権は、「物」に係るものとして、「成分（有効成分に限らない）」によって特定され、かつ、「用途」に係るものとして、「効能、効果」及び「用法、用量」によって特定された当該特許発明の実施の範囲で、効力が及ぶものと解するのが相当である（もとより、その均等物や実質的に同一と評価される物が含まれることは、延長登録制度の立法趣旨に照らして、当然であるといえる。）」

「政令で定める処分を受けることによって禁止が解除される特許発明の実施の範囲と、特許権の存続期間が延長された場合の当該特許権の効力が及ぶ特許発明の実施の範囲とは、常に一致するわけではない。（中略）しかし、それぞれの範囲が一致しないことに、不合理な点はないというべきである。」

4. 2 審査基準に関する判示

今回の判決では、新旧審査基準についても判示されている¹⁰⁾。

現審査基準に関しては、今回の判決では、

「（現審査基準に基づく）被告の主張は、特許請求の範囲に構成要件（発明特定事項）として記載されていない事項は、特許発明の技術的思想とはおよそ無関係な事項と扱われるべきであるとの前提に立つものと解される。しかし、（中略）構成要件（発明特定事項）として記載されていない事項が、直ちに特許発明の技術的思想と無関係であることを意味

するものではない。（中略）薬事法14条1項又は9項に基づく医薬品を対象とした処分に限ってみても、同処分によって禁止が解除されるのは、前記説示のとおり、承認書に記載された「成分、分量、用法、用量、効能、効果」によって特定される医薬品の製造販売等の行為に限られるのであり、それを越えた特許発明の発明特定事項に該当する事項によって特定される医薬品の製造販売等の行為の全てではないことは、同法14条1項又は9項の規定から明らかである。」

と判示した。

更に、上記平成20年知財高裁判決¹⁾、及び、平成21年最高裁判決²⁾に触れて、

「（現審査基準は）当該処分の対象となった医薬品の「発明特定事項（及び用途）に該当する事項」を備えた先行医薬品についての先行処分が存在する場合には、特許発明のうち、当該処分の対象となった医薬品の「発明特定事項（及び用途）に該当する事項」によって特定される範囲は、先行処分によって実施できるようになっていたといえ、拒絶理由が生じるとした。しかし、上記最高裁判決及び知財高裁判決は、審決が、先行処分の対象となった医薬品が延長登録出願に係る特許権の特許発明の技術的範囲に属しない場合であっても、後の処分の対象となった医薬品との間で、有効成分及び効能・効果が同一であれば、後の処分にに基づく延長登録を認めないと判断したことに対し、後の処分にに基づく延長登録出願が特許法第67条の3第1項1号所定の拒絶要件に該当しないと結論を導く過程で、「特許発明の技術的範囲」との関係に言及したものにすぎない。特許庁による審査基準の改定は、上記最高裁判決が判示するところを超えて、独自の立場からされたものであり、前記のとおり、同号の規定の文言から離れるものであって、これを採用することはできない。」

と判示した。

表1は、特許法67条の3第1項第1号に関する新旧審査基準と今回の大合議判決を対比したものである。

4. 3 判決の意義

今回の知財高裁大合議判決により、①特許法第67条の3第1項1号の「特許発明の実施に第67条第2項の政令で定める処分を受けることが必要であったとは認められないとき」の要件、及び、②前記要件の有無を判断するに当たって、医薬品の成分を対象とする特許（製法特許、プロダクトバイプロセスクレームに係る特許等を除く。）については、薬事法14条1項又は9項に基づく承認を受けることによって禁止が解除される「特許発明の実施」の範囲が示された。これに従えば、今後は、特定の医薬成分に係る特許（物質特許、用途特許、製剤特許等）について、先行処分と用法・用量が異なれば、(i)先行処分と有効成分以外の成分を変更した本件

処分（いわゆる剤形変更）だけでなく、(ii)先行処分と有効成分以外の成分、効能・効果が同一である本件処分であっても、新たな特許権存続期間延長出願ができる余地があることになる。

また、「特許法第68条の2に基づく延長された特許権の効力の及ぶ範囲」についての検討事項に従えば、「物」は「成分（有効成分に限らない。）」によって特定されることから、(i)有効成分以外の成分が異なる「物」への延長された特許権の効力、(ii)「用途」は「効能、効果」及び「用法、用量」によって特定されることとなるから、今後「物」と「効能、効果」が同一でも、「用法、用量」が異なる場合の延長された特許権の効力については議論があろう。

現審査基準との関係では、特許法第67条の3第1項1号の判断における禁止が解除された「特許発明の実施」の考え方が異なる。現審査基準では、判決でも触れられているように、当該処分の対象となった医薬品の承認書に記載さ

表1 特許法67条の3第1項第1号に関する新旧審査基準と今回の大合議判決の対比表

	旧審査基準	現審査基準	今回の大合議判決
「医薬品の製造承認等を受けることが必要であったとは認められないとき」の要件	① 承認を受けた医薬品の有効成分（又は有効成分と効能・効果が特許請求の範囲に記載されていないとき。 ② その有効成分又はその効能・効果について最初に承認されたものでないとき。	① 医薬品の承認書に記載された事項が、特許発明の発明特定事項（物の発明の場合は、物+用途（効能・効果））のすべてを含まないとき。 ② 医薬品について、先行処分の承認書に記載された事項が、特許発明の発明特定事項（物の発明の場合は、物+用途（効能・効果））に含まれるとき。	① 医薬品の承認を受けたことによっては、特許発明の実施の禁止が解除されたとはいえないとき。 ② 承認を受けた「成分、分量、用法、用量、効能、効果」によって特定される医薬品が、特許発明の発明特定事項に含まれないとき。
医薬品製造承認等（この表では「承認」）を受けることにより禁止が解除される「特許発明」の実施行為	対象とする特許発明に含まれ、かつ、医薬品の先行処分に係る有効成分及び効能・効果と同一でない有効成分及び効能・効果によって特定される医薬品の製造販売等の行為。	対象とする特許発明の発明特定事項（物の発明の場合は、物+用途（効能・効果））と、承認を受けた医薬品の承認書記載事項の重複する範囲で特定される医薬品の製造販売等の行為。	対象とする特許発明に含まれ、かつ、承認書記載の「成分、分量、用法、用量、効能、効果」によって特定される医薬品の製造販売等の行為。

れた事項のうち、特許発明の発明特定事項と重複するすべての事項によってのみ特定された範囲について、当該処分によって製造販売等の禁止の解除がされたとするものである。ところが今回の判決では、禁止が解除される「特許発明の実施」の範囲は、(製法特許等を除いた)医薬品の成分を対象とする特許について、承認に関する審査事項のうち、成分・分量・用法・用量・効能・効果、によって特定される医薬品の製造販売等の行為であると解するのが相当であるとしている。つまり、現審査基準では、特許に記載された発明特定事項に関する実施行為について禁止が解除されたとしているのに対して、今回の判決では、特許発明に成分・分量・用法・用量・効能・効果によって特定される医薬品が含まれていることを条件に、承認された成分・分量・用法・用量・効能・効果について禁止が解除されたことになる。

そのほか、製法特許やプロダクトバイプロセス特許については、今回の判示ではのぞかれており、今後の判断に委ねられよう。

5. おわりに

知財高裁大合議制度は、知的財産権事件においては、一定の信頼性のあるルール形成及び高裁レベルでの事実上の判断統一が要請されるため、その要請に応えるため、5人の裁判官から構成される合議体により審理及び裁判を行う制度である¹¹⁾。この知財高裁大合議判決において、①特許権存続期間延長に関わる特許法67条の3第1項1号の「特許発明の実施に第67条第2項の政令で定める処分を受けることが必要であったとは認められないとき」の要件と、②この要件の有無を判断するに当たって、医薬品の成分を対象とする特許(製法特許、プロダクトバイプロセスクレームに係る特許等を除く。)について、禁止が解除される「特許発明の実施」の範囲が明示された。また、特許権存続期間の延

長後の特許権の効力範囲についても検討された。

本判決でも触れられているとおり、最高裁は、「特許権の存続期間の延長登録出願の理由となった薬事法14条1項による製造販売の承認に先行して、当該処分の対象となった医薬品と有効成分並びに効能及び効果を同じくする医薬品について同項による製造販売の承認がされている場合であっても、先行処分の対象となった医薬品が延長登録出願に係る特許権のいずれの請求項に係る特許発明の技術的範囲にも属しないとき」の判断しかしていない。特許庁による上告が行われるかは、本稿の執筆時点では不明であるが、本件の今後の進展を注視する必要がある。

当委員会では、今後の特許権存続期間延長に関する実務や、医薬品等の特許保護制度に基づくビジネス戦略への影響についても引き続き検討を行っていきたい。

注 記

- 1) 平成20年(行ケ)第10458号～第10460号
- 2) 平成21年(行ヒ)第324号～第326号
- 3) 特許庁HP
http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm
(参照日：2014年6月6日)
- 4) 第67条第2項 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。
第67条の3 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。
一 その特許発明の実施に第六十七条第二項の政令で定める処分を受けることが必要であつた

とは認められないとき。

…中略…

五 その出願が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていないとき。

第68条の2 特許権の存続期間が延長された場合（第67条の第五項の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。）の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となった第六十七条第二項の政令で定める処分の対象となった物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物）についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。

5) 知財管理 Vol.60, No.6, 2010 (963頁)

6) 知財管理 Vol.62, No.5, 2012 (641頁)

7) 発明特定事項の概要は次の通りである。

「抗VEGF抗体であるhVEGFアンタゴニストを治療有効量含有する、癌を治療するための組成物。」

8) 発明特定事項の概要は次の通りである。

「以下の超可変領域アミノ酸配列…を含む重鎖可変ドメイン、並びに以下の超可変領域アミノ酸配列…を含む軽鎖可変ドメインを有している、

…ヒト化抗VEGF抗体。」

9) 薬事法第14条2項3号によれば、申請に係る医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の名称、成分、分量、構造、用法、用量、使用方法、効能、効果、性能、副作用その他の品質、有効性及び安全性に関する事項を審査することとなっており、判決ではその中の「構造、使用方法、性能」は、医薬品についての審査事項ではないと解している。

10) 旧審査基準については、「先行処分に基づく製造販売等が当該特許発明の技術的範囲に含まれないとの観点（前記第2要件）について、全く考慮がされていなかった点で、特許法67条の3第1項1号の規定と整合しない運用がされていたと解される。」と判示している。

11) 知的財産高等裁判所HP

<http://www.ip.courts.go.jp/aboutus/current/index.html>

(参照日：2014年6月6日)

(原稿受領日 2014年5月30日)

